

# 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集」の一部改正について

令和 8 年 3 月 9 日  
環境生活部廃棄物指導課

## 1 改正の背景

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（高度化法）に基づく国の認定制度と、県独自の事前協議との間に手続の重複が認められ、これにより再資源化事業の高度化の促進が阻害されるおそれがあるため、これを改善する必要があります。

また、石綿や水銀、リチウムイオン電池等の一部産業廃棄物が他の廃棄物に混入して処理されるケースがあり、有害物質の放出や発煙・発火といった問題が生じています。

これらの課題を解消するため、指導要綱集を改正することを検討しています。

### 【補足】

「高度化法」は、再資源化事業やその技術・設備を高度化し、効率的な資源循環と温室効果ガス排出削減を進めることで、環境保全と国民経済の健全な発展に貢献することを目的とする法律。

## 2 改正の概要

### (1) 「高度化法」の認定を受けた事業については、事前協議を不要とします（千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱の改正）」

- ・ 現行の指導要綱において、事業者が高度化法第20条1項に基づく国の認定を受けて設備を導入する際には、場合によっては処分業の変更届の提出が必要になることがあります。
- ・ この場合、現行の指導要綱第4条第2項第5号により、県との事前協議が必要とされますが、今般の改正によりこれを不要とします。
- ・ この改正により、手続が簡素化され、事業者は設備の導入をスムーズに進めることができます。

### (2) 他の収集運搬業者による積替・保管施設への搬入を一部認めます（廃棄物処理施設の維持管理に関する基準の改正）

- ・ 積替・保管施設が廃棄物の不適正処理の温床となった過去から、県では積替・保管施設での他の収集運搬業者による廃棄物の搬入、搬出を認めないこととしています。
- ・ しかし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、リチウムイオン電池等産業廃棄物については、優良認定事業者であること等を条件に、他の事業者による積替・保管への搬入を認めます。
- ・ この改正により、これらの有害廃棄物の適正な処理が進み、事故の防止や環境保全につながることを期待されます。

## 3 改正予定日

令和8年4月下旬～5月上旬を予定しています。